⑶　実施する期間
イ　平成29年７月１日から平成30年３月31日まで（ただし、会社が別途定めて申込サイトで告知する日を除く）。
ロ　平成29年７月５日から平成30年３月31日まで（ただし、会社が別途定めて申込サイトで告知する日を除く）。
⑷　適用区間
①　発着エリア
イ　首都圏発着①
中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジ及び調布インターチェンジ。
ロ　首都圏発着②
中央自動車道富士吉田線の府中スマートインターチェンジ及び国立府中インターチェンジ。
ハ　首都圏発着③
中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジから相模湖インターチェンジまでの区間及び一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の高尾山インターチェンジから八王子西インターチェンジまでの区間。
ニ　首都圏発着④
第一東海自動車道の厚木インターチェンジから海老名インターチェンジまでの区間及び一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）海老名インターチェンジから相模原インターチェンジまでの区間。
ホ　首都圏発着⑤
第一東海自動車道の東京インターチェンジから横浜町田インターチェンジまでの区間。
ヘ　首都圏発着⑥
一般国道１号（新湘南バイパス）の藤沢インターチェンジから茅ヶ崎海岸インターチェンジまでの区間及び一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の茅ヶ崎ジャンクションから寒川北インターチェンジまでの区間。
ト　首都圏発着⑦
東日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）のあきる野インターチェンジから狭山日高インターチェンジまでの区間。
チ　首都圏発着⑧
東日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の圏央鶴ヶ島インターチェンジから川島インターチェンジまでの区間及び関越自動車道新潟線の川越インターチェンジから坂戸西スマートインターチェンジまでの区間。
リ　名古屋発着①
第一東海自動車道の東名三好インターチェンジから小牧インターチェンジまでの区間、中央自動車道西宮線の小牧東インターチェンジから一宮ジャンクションまでの区間、東海北陸自動車道の一宮ジャンクションから美濃インターチェンジまでの区間及び一般国道475号（東海環状自動車道）の可児御嵩インターチェンジから関広見インターチェンジまでの区間。
ヌ　名古屋発着②
中央自動車道西宮線の多治見インターチェンジから土岐インターチェンジまでの区間及び一般国道475号（東海環状自動車道）の五斗蒔スマートインターチェンジから鞍ヶ池スマートインターチェンジまでの区間。
②　周遊エリア
イ　山梨県域周遊
中央自動車道富士吉田線の上野原インターチェンジから河口湖インターチェンジまでの区間、中央自動車道西宮線の大月ジャンクションから小淵沢インターチェンジまでの区間及び中部横断自動車道の六郷インターチェンジから双葉ジャンクションまでの区間。
ロ　富士山周遊
中央自動車道富士吉田線の上野原インターチェンジから河口湖インターチェンジまでの区間及び中央自動車道西宮線大月ジャンクションから一宮御坂インターチェンジまでの区間。
ハ　河口湖周遊
中央自動車道富士吉田線の大月インターチェンジから河口湖インターチェンジまでの区間及び中央自動車道西宮線大月ジャンクションから一宮御坂インターチェンジまでの区間。
ニ　北部周遊
中央自動車道西宮線の一宮御坂インターチェンジから小淵沢インターチェンジまでの区間及び中部横断自動車道六郷インターチェンジから双葉ジャンクションまでの区間。
ホ　南信周遊
中央自動車道西宮線諏訪南インターチェンジから伊那インターチェンジまでの区間及び中央自動車道長野線の岡谷ジャンクションから安曇野インターチェンジまでの区間。
⑸　割引相互間の適用関係
本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

企画割引「2017岐阜ドライブプラン」
⑴　割引をする自動車
①　岐阜県周遊コース
⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷②イに定める区間内のインターチェンジを通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。以下同じ。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。なお、予め中日本高速道路株式会社（以下「会社」とする。）と割引の適用に関する契約を締結した利用者が、当該契約に従って利用する場合に限る。以下同じ。）。ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。
②　静岡発着岐阜県周遊コース
⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。
③　浜松発着岐阜県周遊コース
⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。
④　一宮発着岐阜県内周遊コース（観光施設提携型）
⑶ロに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ハに定める区間内のインターチェンジから⑷②ロに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ロに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。
⑤　名古屋発着岐阜県内周遊コース（観光施設提携型）
⑶ロに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ニに定める区間内のインターチェンジから⑷②ロに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ロに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。